

## 社会福祉法人明和会 役員等報酬並びに費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明和会（以下「この法人」という）の理事、監事、評議員、運営協議会委員、評議員選任解任委員会委員（以下「役員等」という）の報酬並びに費用弁償について定めるものである。

### (定義)

第2条 報酬は、役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

2 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費等の経費とし、報酬とは明確に区別するものとする。

### (報酬の支給)

第3条 この法人は、役員等に職務執行の対価として次の区分を別表1により報酬を支給する。

(1) 役員等が理事会、評議員会、運営協議会、評議員選任解任委員会（以下「法人会議等」という）に出席したとき。

(2) 役員等が法人及び施設の運営のための業務にあたった場合。

2 本条第1項第1号により報酬が支給される場合には、同日におい同項第2号による支給はしない。

3 報酬の支給は、源泉徴収税額控除後の金額を現金で支払うものとする。

### (報酬の上限金額)

第4条 本規程に基づき別表1により支払われる報酬の各年度の総額の上限金額は次のとおりとする。

評議員	定款第8条で定める金額の範囲内
理事	一人につき780,000円以内
監事	一人につき780,000円以内

### (費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、事後精算することができるものとする。

2 交通費は、別表2の基準額を支払うものとし、実費が基準額を超える場合には、その実費とする。

3 役員等が、法人業務のため出張する場合は、旅費規程を準用するものとし、業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

(適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する理事は、この規程を適用しない。

(改正)

第7条 本規程の改正は、評議員会の議決により行う。

(附則)

この規程は、平成29年 4月 1日より適用する。

この改正規程は、平成30年 4月 1日より適用する。

別表1

報酬の区分	報酬額（日額） ※源泉徴収税額控除前の金額
法人会議等の出席報酬	3, 110円
役員等勤務報酬	3, 110円

別表2

自宅から会議等会場までの距離	交通費基準額（日額）
20 km未満	2, 000円
20 km以上 35 km未満	3, 000円
35 km以上 50 km未満	4, 000円
50 km以上 65 km未満	5, 000円
65 km以上 80 km未満	6, 000円
80 km以上 95 km未満	7, 000円
95 km以上	8, 000円